

## 岩倉市防犯灯の設置及び防犯灯等の管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市内において住みよい地域社会の推進を図るため、防犯灯の設置及び防犯灯、道路照明灯及び尾北自然歩道照明灯（以下「防犯灯等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

### (防犯灯の設置基準)

第2条 防犯灯は、防犯上最も効果的と認められる場所に、原則として電柱に取付けることとし、取付けが困難な場合は、引き込み用電柱から30メートル以内にポール取付けで設置することとする。

2 防犯灯の設置間隔は、原則として電柱間隔（40～50メートル）を有することとする。ただし、見通しの悪い屈曲部、その他市長が特に必要と認めた場所においてはこの限りでない。

### (防犯灯の設置)

第3条 防犯灯は、次に該当する場合を優先して、予算の範囲内において市長が設置することとする。

- (1) 小学校・中学校の通学路
- (2) 通学通勤等、夜間にも歩行者・自転車の通行の多い場所
- (3) 痴漢等の事件の発生した場所又は痴漢等の事件が発生する可能性が高いと思われる場所
- (4) 住宅地・集落地の生活関連道路

### (防犯灯等の維持管理)

第4条 防犯灯等は市民協働部協働安全課において管理する。

2 防犯灯等の修繕料及び電気料は市が負担する。ただし、故意又は過失により防犯灯等を破損させ、修繕を必要とした場合は、その行為者に賠償させることとする。

3 防犯灯等の破損及び球切れ等の調査は、定期的に巡回調査を実施するとともに、区長等からの通報により把握することとする。

4 前項により把握した防犯灯等は、別に定めた手続きにより修繕することとする。

### (管理台帳)

第5条 市長は、防犯灯等を適正に管理するため防犯灯等管理台帳を備えることとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。  
(岩倉市防犯灯設置に関する要綱の廃止)
- 2 岩倉市防犯灯設置に関する要綱(昭和56年4月1日施行)は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に設置され、区において維持管理されている防犯灯のうち、市への移管手続きを終了したものは、この要綱により設置された防犯灯とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。